

西日本コンサルタント株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年10月18日～ 令和 7年 3月31日まで

2. 内容

目標1：令和7年3月までに、35歳以下の社員の所定外労働を10%削減する

<対策>

- 令和 4年10月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 5年 4月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 5年 4月～ 検討結果に基づき、課題に有効な施策・ツールの導入
- 令和 6年 4月～ 上記施策の効果を分析・改善する